

しおかぜ

No.323 2017 11月号

税制改正に関する提言 2~3
第95回 税金よもやま話
『還付申告~~年末調整で控除し損なっても諦めないで~~』 4
第23回 「知って得する？」社労士の独り言
『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱
について』 5
地域の会員企業紹介 10
おじゃましました♪会員訪問
Vol.016 旬菜・カジュアル和食
寒川F's Kitchen～エフズキッチン～さん 11

税制改正に関する提言

去る9月21日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「平成30年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

はじめに

我が国経済は引き続き緩やかな回復基調にあるが、依然として力強さを欠いている。日銀の長期にわたる「異次元緩和」にもかかわらず、2%の物価目標達成が6回も先送りされるなど、安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却も不透明なままである。

アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れにはブレーキがかかり、政権が異例の要請を行った賃金引き上げも、強まる人手不足感や良好な企業業績の割には低調で個人消費への波及は鈍い。消費税率10%への引き上げ再延期と大規模な経済対策による効果も定かではない。このため、政権の経済財政運営に疑問が呈されている。

とりわけ財政規律の緩みに対する懸念はこれまで以上に強まっている。「骨太の方針2017」は2020年度までの基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を維持したが、「同時に」債務残高対GDP(国内総生産)比の安定的引き下げを目指すとの文言を新たに盛り込んだ。

基礎的財政収支黒字化の目標達成が困難になる中、債務残高対GDP比の引き下げならば名目成長率と長期金利の水準からみて達成が容易なことから、財政健全化目標未達成への批判を回避できるとの狙いがあるとみられている。ここは改めて歳出・歳入一体による厳しい改革工程の策定と実行を求めたい。

アベノミクスの柱である成長戦略の中核を担うべき規制改革では、農業や医療などの岩盤規制へもっと切り込む必要があり、「20%台」が実現した法人実効税率引き下げ効果も顕在化させねばならない。また、地域経済と雇用の担い手である中小企業対策では地方創生戦略との相乗効果なども視野に入れて着実な成果を示していくことが肝要である。

世界経済は、本年誕生したトランプ米政権の保護主義的な動きなどにより主要国の政策基調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性を増している。我が国はこうした局面でこそ、易きに流れぬ厳しい改革の断行によって経済財政の基盤をしっかり固め、将来に備えておく必要があろう。

平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。



4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示している。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、森林整備等の財源として地方税による森林環境税(仮称)の創設が検討されているが、受益と負担が明確でないこと等から慎重に臨むよう求める。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

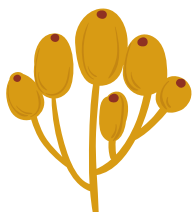
5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)との統一的な運用を検討すべきである。



還付申告～～年末調整で控除し損なっても諦めないで～～

11月は年末調整のシーズンです。多くの会社で11月初旬頃に「扶養控除等（異動）申告書」と「保険料控除申告書」が配布され、11月下旬を提出期限とするのが一般的ですが、生命保険料控除証明書があとから見つかったとか、年末に子どもが生まれた等々、年末調整に間に合わなかったという経験をされた方もおられるのではないのでしょうか。今回は、こんなときも諦めずに納め過ぎた所得税を還付してもらいましょうというお話です。

年末調整は給与所得者が1月から源泉徴収（天引き）で払ってきた所得税額を勤務先が年末に計算し直して過不足を精算する手続きです。これに対して、確定申告はさまざまな種類の所得について自分で申告・納税を行うものです。

通常、副業がなく1箇所のみからの給与所得者（年収2,000万円超の者を除く）は年末調整すれば確定申告の必要はありませんが、確定申告書を提出する義務がない者でも確定申告することによって、納め過ぎた所得税の還付を受けることができます。この申告を還付申告といい、還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。つまり、過去5年分遡って還付申告することも可能なのです。

1 還付申告の具体例

(1) 年末調整で控除できるものをしなかったケース

- 生命保険、地震保険、小規模企業共済掛金控除をしなかった
- 自分で払った（天引き以外の）社会保険料控除をしなかった
- 住宅ローン控除（2年目以降）をしなかった
- 扶養家族が増えたのに会社に言っていなかった

(2) 年末調整の対象とならない控除をするケース

- 医療費控除
- 初年度の住宅ローン控除
- 寄付金控除（ふるさと納税についてはワンストップ特例制度により確定申告不要にすることも可能）
- 雑損控除
- 特定支出控除

(3) 年の途中で退職し、年末調整を受けていないケース

(4) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除するケース

2. 還付申告の対象とならない所得の具体例

- 源泉分離課税とされる預貯金の利子
- 源泉分離課税とされる抵当証券などの金融類似商品の収益
- 源泉分離課税とされる一定の割引債の償還差益
- 源泉分離課税とされる一時払い養老保険の差益
（保険期間が5年以下のもの及び保険期間が5年超で5年以内に解約されたもの）

3. 還付申告するときの注意事項

- 還付申告書は確定申告期間（2月16日から3月15日）とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。
- 早く還付金を受け取りたい場合は確定申告期間の前に、逆に、税務署の担当者とじっくり相談しながら還付申告書を作成したい場合は確定申告期限後のオフシーズンに、還付申告することをお勧めします。
- 還付される金額は納めた所得税額が限度です。払ったよりも多く戻すことはありません。
- 既に還付申告した人が還付を受ける税金を誤って少なく申告してしまった場合、更正の請求という手続きにより納め過ぎた所得税の還付を受けることができます。更正の請求ができる期間は、原則として還付申告書を提出した日から5年以内です。

4. まとめ

還付申告のポイントは、源泉徴収額の取られ過ぎや控除の適用もれに気づくか気づかないかです。源泉徴収票を受け取ったら、間違いがないか必ずチェックしましょう。

「知って得する？」社労士の独り言 第23回

「働き方改革を推進するための

関係法律の整備に関する法律案要綱」について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 頁

厚生労働省は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を9月8日に労働政策審議会に諮問しました。労働政策審議会は各分科会・部会で審議し、9月15日に厚生労働大臣に対し「おおむね妥当」との答申を行いました。労働条件分科会は「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大及び高度プロフェッショナル制度の創設については、公労使三者の共通認識の下、対象業務の範囲の明確化、健康確保措置の強化といった修正がなされたが、また長時間労働を助長するおそれがおおむね払拭されておらず、実施すべきではない」との意見を付記しました。

この答申を踏まえて厚生労働省は、次期国会へ提出する法律案の作成準備を進めるとしています。この法案は、時間外労働の上限、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の猶予措置の廃止、高度プロフェッショナル制度の創設、使用者に対し年5日の有給休暇消化の義務化、有期雇用者への不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金、待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化）など雇用管理において切実な問題ばかりです。費用負担の増加や規定の改正など、実務上も影響を受けるものばかりです。9月28日に衆議院を解散したため、選挙結果によってはこの法案が変わる可能性もありますが、労働時間の削減は時代の要請でもあり推進されますので、実施までに時間はありますが、今から着実に対策を講じつつ、今後の動向を見守っていきましょう。

【法律案要綱の要点】 厚生労働省9月15日付け報道発表資料より（一部筆者加筆：太字）

1. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進 【施行期日：公布日】

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法）

2. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 【施行期日：平成31年4月1日】

（1）労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

- 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

※自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する【平成34年4月1日より適用】。また、使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。

- 企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加と、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）

（2）勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- 事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

（3）産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- 事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

3. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 【施行期日：平成31年4月1日】

（1）不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

【中小企業への改正規定の適用は平成32年4月1日】

- 短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、(a)派遣先の労働者との均等・均衡待遇、(b)一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

（2）労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

（3）行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

- （1）の義務や（2）の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

8/26土

参加人数80名

藤沢南支部バーベキュー大会(井慶果樹園)



8/30水

参加人数34名

**藤沢北東支部ボウリング大会
(湘南とうきゅうボウル)**



- 1位** 長嶋真寿美 氏
〈有湘南コーポレーション〉
- 2位** 中村秀信 氏
〈株ニッセイ〉
- 3位** 長嶋照子 氏
〈有湘南コーポレーション〉

9/7木

参加人数30名

**第5回藤法レディースアカデミー開講式
(藤沢法人会館)**



第5回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された田作有司郎・藤沢税務署長をはじめ、星篤・法人課税担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。田作署長の講話では、相続よもやま話と題し、相続について分かりやすくお話いただき、とても有意義な講話でした。

9/20水

参加人数22名

藤沢東支部・藤沢間税会合同研修会



税理士の小田隆一氏をお招きし、“車や事務機器はどちらがお得 購入？リース？”と題し、研修を行いました。



9/6水

参加人数100名

会員懇談会(湘南クリスタルホテル)



法人会のメリットの1つでもある異業種交流会が湘南クリスタルホテルで開催され、7月に着任された田作有司郎・藤沢税務署長をはじめ、税務署幹部の方々にご臨席いただきました。また、会場には企業ブースを設置し、自社PRや新入会員の方々の自己紹介など、盛大に行われました。12月には、青年部会が主催する名刺交換会、来年の1月と2月には、女性部会や各支部が新年会を兼ねた交流会等が開催されますので、沢山の名刺をご準備いただき、足を運んでみてはいかがでしょうか？

9/13水

参加人数55名

茅ヶ崎三支部合同研修バス旅行



「国立西洋美術館、寅さん記念館・山田洋二ミュージアム、巣鴨とげぬき地蔵散策の旅」

9/21木

**第29回茅ヶ崎市交通安全グレースポール大会
(円蔵スポーツ広場)**



平成29年度の社会貢献活動として、増加傾向にある高齢者の交通事故防止として、通常のゲートボールに交通ルールを取り入れておこなわれるグレースポール大会を後援しました。

9/23^土

第44回藤沢市民まつり(JR藤沢駅コンコース内)



藤沢市が主催する藤沢市民まつりに参加し、一般来場者へ税に関するパンフレット等を配布しました。また、租税教育活動の一環として青年部会と女性部会が、小学生を対象に税金クイズを行いました。



9/27^水～28^木

参加人数33名

女性部会一泊研修バス旅行



「日光東照宮 陽明門・龍王峡・鬼怒川ライン下りを巡る旅」



10/3^火

参加人数42名

藤沢北支部研修バス旅行



「リニア見学センター・勝沼ぶどう狩り」

10/3^火

参加人数23名

寒川支部研修バス旅行



「おんな城主“直虎”大河ドラマ館と直虎ゆかりの地“龍潭寺”と“方広寺”を巡る旅」

10/7^土

参加人数30名

藤沢北東支部研修バス旅行



「ひたち海浜公園・那珂湊市場散策」

10/11^水

参加人数36名

税務経営セミナー



NBCコンサルタンツ株の、渡邊浩朗氏をお招きし、“売りを下げて資金30倍を実現する秘訣公開セミナー”と題する研修を行いました。



10/16^月

参加人数73名

**第3回本部チャリティーゴルフ大会
(芙蓉カントリー倶楽部)**



- 総合順位
- 1位 山崎 徳雄 氏〈榊望月〉藤沢東支部所属
 - 2位 斎間 孝 氏〈榊サイマコーポレーション〉藤沢西支部所属
 - 3位 山口 俊明 氏〈榊ライン管理〉藤沢南支部所属
- 女性の部
- 1位 梅津はるみ 氏〈有梅津設備〉藤沢北支部所属

平成29年分 年末調整等説明会のお知らせ

《主催》
藤沢税務署・藤沢市役所
茅ヶ崎市役所・寒川町役場

■会場と日程等

開催月日	開催時間	会場	対象区域
11月1日(水)	用紙配布：午後1時00分～1時30分 説明会：午後1時30分～4時00分	藤沢市民会館(大ホール)	藤沢市内全域
11月7日(火)	用紙配布：午後1時00分～1時30分 説明会：午後1時30分～4時00分	寒川町民センター(ホール)	寒川町内全域
11月15日(水)	用紙配布：午後1時00分～1時30分 説明会：午後1時30分～4時00分	茅ヶ崎市役所本庁舎(4階会議室)	茅ヶ崎市内全域

■お問い合わせ先

年末調整・法定調書関係	給与支払報告書関係
藤沢税務署 0466-22-2141(代表) 源泉所得税担当(年末調整関係)内線621又は622 管理運営部門(法定調書関係) 内線313	藤沢市役所 市民税課 0466-25-1111(代表) 内線 2341～2346 茅ヶ崎市役所 市民税課 0467-82-1111(代表) 寒川町役場 税務課 0467-74-1111(代表) 内線 421～423

- 対象地域の説明会に出席できない場合、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。
- 説明会用の駐車場としては、特に手配しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 用紙の配布
 - ①説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。つきましては、税務署から送られる『年末調整等説明会の開催のお知らせ』3面の「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、係りにご提出をお願いします。
 - ②給与支給人員100人以上の方につきましては、年末調整用紙を11月6日(月)午後1時から4時の間に、藤沢税務署において配布いたしますので、あらかじめ「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等を御記入の上、ご来署願います。また、早期に諸用紙の必要な場合も同日に配布いたします。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



胃がんとピロリ菌

ヘリコバクターピロリという細菌の名前をよくお聞きになると思います。発見されたのは1983年です。それまでは、胃の内部は強い酸性であるため細菌の生存は困難であろうと言われていました。ピロリ菌は、胃の粘液に含まれる尿素を利用してアンモニア(アルカリ性)をつくり、それにより自身の周りの胃酸を中和することで胃の粘膜内への定着を可能にしています。長さが(1/200～400)mm、直径は(1/2000)mmで、自然環境においては動物(ヒト、サル、イヌ、ネコ、ブタ)の胃内でのみ生存・増殖が可能です。口から取り込まれ(経口感染)胃に到達して定着し持続感染します。年齢が5歳以上であれば胃内の免疫が発達しているため多くの場合は自然排除されますが、5歳未満の場合は胃内の免疫が未熟であるために、定着してしまう危険性が高くなります。離乳食を食べさせる際に嘔みほぐして飲み込みやすくすることがありますが、ピロリ菌に感染した方が行った場合は唾液中や歯垢中にいるピロリ菌が混入してお子さんに感染する危険性が高くなります。さらに、トイレが水洗化される以前の井戸水の飲用による水系感染も考えられています。現在、日本でのピロリ菌感染者

数は3500万人と推定されています。ピロリ菌が長年持続感染することで様々な病気を引き起こします。日本人の胃がんの97%、胃・十二指腸潰瘍の90%、慢性胃炎の80～90%はピロリ菌が原因といわれています。これらの他に胃のMALTリンパ腫、特発性血小板減少性紫斑病、鉄欠乏性貧血、慢性じんましんなどの疾患が引き起こされることがあります。現時点では、ピロリ菌は、細菌の中でヒト悪性腫瘍の原因となり得ることが明らかになっている唯一の病原体です。治療に関してですが、現在、ほとんどの人でピロリ菌の除菌が可能になっています。●一次除菌：2種類の抗生物質(アモキシシリン、クラリスロマイシン)と1種類の制酸剤(ヴォノプラゾン。抗生物質が胃酸で失活しないようにするために併用)を1週間服用することで92.6%の人の除菌が可能です。除菌できなかった場合は、二次除菌を行います。●二次除菌：2種類の抗生物質(アモキシシリン、メトロニダゾール)と1種類の制酸剤を1週間服用、95%以上の人の除菌が可能です。一次および二次除菌は保険適応です。二次除菌でもうまくいかなかった場合は、抗生物質を変更して三次除菌を行う場合があります(自費扱いとなります)。昨年度は4人の紹介患者さんに三次除菌を行いましたがい全員が除菌に成功しています。除菌により、胃炎は改善し、胃・十二指腸潰瘍の危険性も1/10近くに減少し、胃がんの危険性も減少します(若い時期に除菌するほど胃がんの予防効果は大きいことがわかっています。30歳までに除菌すれば胃がんの予防効果は95～100%、40～50歳での除菌では男性90%、女性95%の予防効果、70歳以降では男性43%、女性70%の予防効果と推定されています)。

地域の会員企業紹介

シーライト藤沢法律事務所

- 業種** 法律事務所
- 事業内容** 交通事故をはじめとした各種法律相談。企業法務や労働紛争（企業側）のご相談も承ります。
- 代表者** 代表弁護士 阿部貴之
- 住所** 藤沢市鵜沼石上 1 - 5 - 4
三井生命藤沢ビル 2 階
- 電話** 0466 (53) 9340
- FAX** 0466 (53) 9341
- メール** cright@fujisawa-kotsujiko.com
- URL** <http://www.fujisawa-kotsujiko.com/>



弁護士 太田啓子 (湘南合同法律事務所)

- 業種** 弁護士
- 事業内容** 一般民事事件（各種損害賠償請求・交渉事件等）家事事件（離婚・相続等）近年は特に離婚、男女関係の紛争が多いです。
- 代表者** 弁護士 8 名による共同経営
- 住所** 藤沢市藤沢 511-1 日進ビル 7 階
- 電話** 0466 (25) 3125
- FAX** 0466 (22) 6557
- メール** kkotokr@gmail.com
- URL** <http://shonan-godo.net/>



茅ヶ崎石材工業 株式会社

- 業種** 石工事業
- 事業内容** 墓所・霊園開発、石工事全般。貸ビル業、不動産賃貸、アパート経営。
- 代表者** 富田 庄司
- 住所** 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 4 - 27
- 電話** 0467 (86) 8624
- FAX** 0467 (86) 8638
- メール** info@chigasakisekizaikougyou.co.jp
- URL** <http://www.chigasakisekizaikougyou.co.jp/>
- F B** 茅ヶ崎石材工業株式会社



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
- カラー全面（中 頁） → **20,000円**
- カラー半面（中 頁） → **10,000円**
- カラー1/3面（中 頁） → **5,000円**
- カラー1/4面（中 頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました

会員訪問

vol.016 旬菜・カジュアル和食

寒川 F's Kitchen～エフズキッチン～さん

日本酒やビールにぴったり! 気軽に味わえる和食料理店

JR相模線、寒川駅北口から徒歩1分、アクセス便利な場所にある「F's Kitchen(エフズキッチン)」。

店主の松井太(まついふとし)さんは、懐石料理店で修業した後、網元が経営する料理店の総料理長を任されていた腕のいい調理職人。仕入先はとことんこだわります。「相模湾で獲れた鮮魚や湘南の旬の新鮮野菜を使った素材の旨味と良さを活かした和食料理を提供しています」と太さん。

6種のおかずが選べる「おばんざい」つきランチプレートや、平日のみ利用できる、お一人様限定「ちょい呑みセット」など、お客様の立場を考えたメニューもいろいろ! 夜はお酒に合う和食が多種揃います。沖縄産の食材を使った料理も美味しいと評判ですが、中でも島豚の三枚肉を使った角煮はリピーターが続出するほどの人気です。

「日本各地の日本酒も取り揃えています。お勧めは熱燗です。錫(すず)の容器に入れた日本酒を熱燗器で温めますので旨味を逃しません」とホール担当の奥さまの文子さん。松井さん夫妻は、そろってキリンビールから認定された「キリンドラフトマスター」でもあるのでビールの美味しさも格別です。

「気軽にカジュアルに和食を楽しんでいただけたら嬉しいです。貸し切りも可能ですので、パーティーや結婚式の2次会などでぜひご利用ください!」



▲ランチの月替わり地魚天丼。おばんざいプレートとスープつき 1,080円。



▲F's Kitchen 自慢の「おばんざい」。手作りのおかずが並びます。



▲夫婦そろって「キリンドラフトマスター」。プレミアムビール「ブラウマイスター」を飲み放題でも提供。

お酒に合う和食が揃っています。お一人様でもお気軽にどうぞ!!



▲店主の松井太さんと文子さん。「地元のみならず、ぜひ多くの方に味わって頂きたいと思います!!」



◀JR寒川駅から徒歩1分。店名の「F」は、松井太(まついふとし)さんの名前から。



F's Kitchen～エフズキッチン～

住所 / 神奈川県高座郡寒川町岡田300-1
 ディアノビル1F

TEL:0467-38-6981

<https://www.futoshi-kitchen.jp/>

営業時間 /

昼 11:30～15:00(ラストオーダー14:00)

《月曜日～金曜日》

夜 17:30～23:00(ラストオーダー22:00)

《月曜日～土曜日》

ランチ…月曜日～金曜日

定休日 / 日曜日・第3月曜日



▲店内の看板には魅力的なメニューがいろいろ。沖縄直送の角煮は3個600円。



▲店主選りすぐりの日本酒がズラリ。「F's日本酒の会」を定期的に開催しています。

本物の会計事務所を 目指して

企業の発展を目指している経営者の方々、将来の相続等に不安を感じている個人の方々、そんな皆様方にとって心強い味方となり、最適なプランと安心感をご提供していくことが私どもの使命と考えております。そのためには、高い志と信念を持って仕事にあたることが重要です。

私どもは、皆様方の喜ぶ顔を仕事の糧としながら、21世紀の先駆的事務所としてご期待に十分応えられるよう努力してまいります。

是非TAO 税理士法人をご利用いただき、共に発展していけることを願っております。

TAO 税理士法人 代表社員 / 公認会計士・税理士
土屋 善敬

お客様本位

常にお客様本位で考え、
親身の相談相手として、
お客様とのコミュニケーションを
大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く
専門的かつ先進的な会計事務所として、
お客様の多様なニーズに
お応えします。

社会貢献

お客様の
「適正な納税義務の実現」と
「持続的な発展のサポート」を通じて
社会に貢献します。

法人のお客様 for corporate

税務会計のみならず、弁護士・司法書士・社会保険労務士・不動産鑑定士・
経営コンサルタントなど他の専門家とも連携し、企業経営を多面的に支援いたします。

- 税務会計顧問
- 法人設立支援
- 経理業務支援
- 経営支援
- 事業承継支援
- 事業再生支援
- 医業支援
- 公益法人支援
- 国際税務支援

個人のお客様 for individual

複雑化する税制と財産承継に悩むお客様に対応すべく資産税専門チームを設け、
豊富な経験と実績を強みに、資産家の皆様方の相続問題を支援いたします。

- 確定申告業務
- 相続税、贈与税申告業務
- 相続税対策支援
- 遺言書作成支援
- 遺産整理業務
- 資産運用支援